

令和5年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	J T S株式会社 (法人番号：7030001111282) 代表者 孫 権威
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都清瀬市中里4-1323-3 (本社営業所) 東京都清瀬市中里4-1323-3
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 200日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年5月23日、定期的な監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)損害賠償責任保険(共済)締結義務違反(運輸規則第19条の2)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)運行指示書の作成義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(7)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 20点 当該事業者の累積点数 26点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年1月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年1月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	E商国際株式会社 (法人番号: 7290001022966) 代表者 久保田 カイトウ
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 福岡県福岡市中央区天神3-4-1 (千葉営業所) 千葉県富里市七栄652-281
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年11月18日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 事業の休廃止の未届出(道路運送法第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)